

「共生社会の実現を推進 するための認知症基本法」を 暮らしに活かし育てるために



基本的人権や自らの意思という意識は、当たり前のように存在し普段は気にすることはないと思います。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)では、基本理念の冒頭にこれらの言葉が表記され構えてしまうのではないのでしょうか。それだけ認知症の世界、介護・医療・障害・福祉の中では深まっていない話題に感じます。今回は司法書士として活動されている中野篤子氏からこのテーマ、認知症の人と家族の人権について語っていただきました。

第9回 共生社会における認知症の人と家族の人権

認知症の人と家族の会理事 司法書士 中野 篤子

●認知症基本法と認知症の人の人権

令和6年(2024年)1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が施行されました。認知症基本法第1条においては、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。)の実現を推進することを目的とする」と明記されています。

また、基本理念として「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」とされています。

当然のことですが私たちは、認知症である無しに関わらず誰もが「基本的人権を生まれながらに有している個人」です。認知症基本法では、その前提を確認し、次に「自らの意思によって」という言葉が続きます。「自らの意思」も誰もが持っているもの

ですが、認知症の人はそれを表現することが難しい場合もあります。その際にどのような配慮を行えばよいかということは、社会全体で考え、その仕組みを整えていく必要があると思います。

●認知症の人の意思決定支援ガイドライン

本人の意思を尊重し支援する必要性は、障害者権利条約の「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というキャッチフレーズとともに私たちの共通認識となりつつあり、また現在、様々な「意思決定支援ガイドライン」が策定されています。平成30年(2018年)6月に策定された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」もその一つです。しかし、その人の「意思」がどこにあるのかを理解するのは難しいことです。「理解した」と思ってしまうことで逆に本人の意思から遠ざかってしまうことすらあるように思います。「これで良いのだろうか」という問いや揺らぎを持

ちながら本人と接し、本人を支援する人たちが話し合い、ガイドラインの助けも借りながら少しでも「ご本人自身」に近づくことができるような関わり方ができるようになればよいと思います。そのためには、本人を様々な立場でサポートする人が相互に連携し、それがさらに広がり安心して暮らせる地域が構築されることが必要であると思います。

●「認知症の人の家族」の人権

「認知症の人の家族」もまた当然に「基本的人権を生まれながらに有している個人」です。「認知症基本法」では、「認知症の人に対する支援のみならず、家族等に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及びその家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにする」ことが必要であると定めています。

「家族が安心して日常生活を営む」ためには、多様な家族の形がある中で、それぞれの家族の様々な立場を理解し、家族に合わせたサポートがあることが必要でしょう。家族に対する支援においても国や自治体の他、地域の様々な社会資源がつながることが大切ですし、その中で「家族の会」の役割もさらに重要になってくると思います。

●共生社会に向けて

私たちは一人の人間として様々な「立場」や「個性」を持っています。しかしその立場や個性、役割は固定しているものではないでしょう。認知症の人にもその家族にも誰もがなる可能性があり、サポートする側とサポートされる側は時に入れ替わり相

プロフィール



なかの あつこ
中野 篤子

認知症の人と家族の会理事
京都さくら司法書士事務所 司法書士

平成5年(1993年)
京都司法書士会入会
平成12年(2000年)
成年後見センター・リーガルサポート入会
平成30年(2018年)～令和5年(2023年)
(公社)成年後見センター・リーガルサポート京都支部長
令和3年(2021年)～
(公社)成年後見センター・リーガルサポート常任理事
平成17年(2005年)～平成26年(2014年)
認知症の人と家族の会監事
平成27年(2015年)～
認知症の人と家族の会理事

委員等

厚生労働省地域共生社会の在り方検討会議構成員
京都市成年後見支援センター運営委員会副委員長
京都家庭裁判所参与員 等

互に支援しあいながら暮らしていくものであるのかもしれませんが。そのような線引きのないグラデーションの中でそれぞれの個性を尊重しながら共に生きることのできる「共生社会」に少しでも近づくことができれば誰もが暮らしやすい社会になると思います。「認知症基本法」また、これに基づき策定される「認知症施策推進基本計画」が、そのような社会に向かう一歩となることを期待するとともに、私もその一員として共に活動することができればよいな、と考えています。

次号は支部活動と行政等との連携、介護家族としての思いについて取り上げる予定です。

本人登場

私らしく
仲間とともに
No. 230

栃木県支部 福本 ちえこ

知恵子さん (83歳)



福本さんは、2020年8月号「本人登場」No. 178に登場。同年10月の三重県全国研究会集いでビデオ発表しました。

今は、ケアハウスで生活し、毎月の石蔵カフェや本人サロン（はっちゃん本人サロン）で、おもてなしを担当しています。

4年ぶりの近況と思いを綴った寄稿から紹介します。

(編集委員 松本律子)

● 軽度認知障害 (MCI) の診断～あるが まます受け入れ

私が MCI と診断されたのは、平成 27 年 (2015)、主人が昇天した年でした。自分でも認知症の主人に似てきて、いろいろと失敗することが多くなっていたので、「あら～やっぱり」と思いました。幸い主人と共に「認知症カフェ石蔵」に通っていましたので、それほどショックは受けませんでした。子育ても終わっていましたので、あるがまます受け入れ認知症の方々と仲良く楽しい日々を送れたら、それでいいと思っています。

● ケアハウスでの生活

今は体力的にも弱っているので、ケアハウスに入所しています。ここは自由に外出ができ、朝 6 時に玄関が開きますので、今は栗拾いに夢中になっています。山栗は甘くておいしいですよ。ただ小さいので、後処理が大変。自然が豊かなので、彼岸花も咲いて、私の好きな野菊を摘んで、部屋に飾ります。今まで食堂に飾ってみなさんに喜んでいただきましたが、後から入所した方が、「洗面所が汚れる」とか「萎れている」とか、私の会話が嫌いとか言われるのでやめました。

● 食堂の席替えをしてもらう

私は何でも食べますので、食堂でテーブルが同じになる方は「ヤセの大食い」とか言って笑います。今までそんなこと言われたことないので、83 歳になって、72 歳の若い方に言われて、ちょっとショックでした。6ヶ月くらい我慢して、やっと席替えして下さり、おいしく食事ができるようになりました。40 人も入所しているので、人間関係には気をつけ、仲良く生活したいと思っています。その方は手先が器用でいろいろな飾り物をつくって、人々を楽しませてくれます。良いところを見つめて、互いに成長したいものです。

● 前向きに励ましあって、みなさん、宜しくね

みなさんに伝えたいことは、素直に受け入れ、前向きに人々とお交わりして、励ましあえば、一日一日がとても楽しく今日も生かされてよかったと、感謝が湧いてきますよ。神様は弱い者、貧しい者、罪深い者の味方と教えられ生きています。

みなさん、宜しくね。完全な人間なんていませんから。失敗を忘れながら生きていきましょう。(2024 年 10 月現在)



石蔵サロン研修での看護学生と福本さん(右)

情報
コーナー

本人交流の場 (詳細は各支部まで)

北海道●1月6日◎13:15～15:30

本人の「つどい」→かでの2.7

宮城●1月16日◎10:30～15:00

本人・若年認知症のつどい「翼」→仙台市泉区南光台市民センター

山形●1月22日◎13:30～15:00

若年性認知症の人と家族のつどい「なのはな」→さくらんぼカフェ

茨城●1月25日◎13:00～15:00

本人交流会→ひたち野リフレ

埼玉●1月25日◎13:30～15:30

若年のつどい 飯能→飯能市市民活動センター

神奈川●1月19日◎11:00～15:00

若年性認知症本人と家族のつどい→横浜市二俣川地域ケアプラザ

岐阜●1月11日◎13:30～15:30

あんきの会→多治見市総合福祉センター

静岡●1月14日◎10:00～12:00

若年性のつどい→ロゼ会議室

兵庫●1月11日◎13:00～15:00

若年性のつどい→神戸市立総合福祉センター

和歌山●1月19日◎13:30～15:30

若年性認知症交流会→オークワセントラルシティ内ひかりサロンリゅうじん

鳥取●1月7日◎15:00～16:00

本人グループ・山陰ど真ん中→わだや小路

広島●1月11日◎11:00～15:30

陽溜まりの会広島→広島市中区地域福祉センター

徳島●1月26日◎10:00～13:00

あいの会(本人交流会)→徳島市渋野公民館

長崎●1月14日◎13:30～15:30

認知症本人・若年のつどい(佐世保市)→させば市民活動交流プラザ

熊本●1月4日◎13:00～15:00

若年のつどい→熊本県認知症コールセンター



✉ お便りお待ちしております！

〒602-8222 京都市上京区晴明町811-3 岡部ビル2F
「家族の会」編集委員会宛

☎ FAX 075-205-5104

✉ Eメール office@alzheimer.or.jp



<https://bit.ly/45tj93i>

このコーナーに寄せられたお便りの他、入会申込書、「会員の声」はがき、支部会報から選び掲載しています。

病名を知ってしばらく寝込みます

富山県 Aさん (60歳台 女性)

アルツハイマー型認知症。この病名がぐんと身近になったのは、2012年5月。実母の言動が明らかにおかしいと気付いた時でした。

母の住むアパートへ何度も往復する切なさ。病状は急激に悪化。年末には母が入所出来る施設探しに走り回ります。

主人の決断でやっと市内の介護付きアパートに入所。それからは、私の通院の帰りに母の居る施設を訪れます。

行く度に(刺激の少ない施設暮らしで)ますます悪化していく母に会うのは辛かった。

成年後見制度の申請(沢山の書類が必要)にかかわっていた2013年12月、母は悪いものを食べたのか(不明)嘔吐を繰り返し、心肺停止状態となり、何とか間に合った。私が手を握るなか帰らぬ人となりました。

2019年度、初期アルツハイマー型認知症の血流低下パターン。血流分布。

初期のアルツハイマー型認知症。この言葉はそう考えたくらい受け入れたくない現実だったのです。

振り返れば、主人が何気なく「お料理下手になったなあ」と言った言葉が私達の気付きの一歩だったと思います。

夕食が出来上がるのに時間も要するようになり、夜の10時を過ぎても、まだもたもたしています。生協の発注も辛くなってきました。出来ないのではない。出来るけど辛いのです。

この頃の私は、ベッドで長時間寝込むように

なりました。持病の双極性感情障害による「うつ状態」なのか、自分で訳が分かりません。とにかく、よく寝込みました。

そうしているうちに「認知症の人と家族の会」と出会い自分と同じ若年性アルツハイマー型認知症でありながらキラキラ輝く人達の存在を知ることになります。

その輝きを私は「希望」とよびたい。寝込んだのはこれから現実と向き合い、乗り越えていく為の基礎体力づくりだったのだ。私は今日も生きていくのだ。

10月号「つどいは知恵の宝庫」を読んで

神奈川県 Bさん (60歳台 男性)

「運転のやめ時は？」が参考になります。

私はペーパードライバーの期間が長年続いていたので、そろそろ返納することを考えているところです。先日弁護士による交通事故をテーマにした講話を聴いたばかりです。運行共用者が負う民事上の重い責任を思うと、さっさと自主返納したいと考えているところです。

「認知症の人」という言い方について

東京都 Cさん (60歳台 男性)

「ぼ～れぼ～れ」では、本年4月号から、「『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』を暮らしに活かし育てるために」という記事が連載されており。

ここに登場する「認知症の人」という包括的な言い方に、認知症の家族をもつ者として違和感

があります。

認知症患者は、軽度認知障害（MCI）、軽度、中度、重度、終末期の各進行段階で全く異なる様相を示しながらほぼ確実に進行し、さらに中核症状に対する周辺症状（BPSD）になると、個人差や周辺環境も含めて千差万別となります。そして、それは認知症特有のものであり、認知症以外の身体障害や身体介護とは似て非なるものがあります。

「認知症の人」「認知症の本人」「当事者」という場合、どの進行段階の人を指しているのでしょうか。

「認知症になると何も分からなくなり、できなくなる」は、暗い印象となり、MCIや軽度（初期）の認知症の人にとっては不本意であり、「古い認知症観」と言えるかもしれません。

しかし、認知症が中度以上に進行すると、「認知症になると何も分からなくなり、できなくなる」は現実問題であり、介護する家族や受け入れる施設の負担は多大になります。

一方、「早くから気づき自分も周りの人も上手く対応していれば自分なりの人生を切り開くことの可能性が広がる」「認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」は、MCIや軽度（初期）の認知症の人にとっては、おそらくその通りでしょう。しかし、中度以上に進行した人やその家族にとっては、そのような暮らしは願ってもできない現実があります。

近頃の「ぽ〜れぽ〜れ」は…

青森県 Dさん (60歳台 女性)

姉から、「夫（義兄）の物忘れて困る」と連絡を受ける今日この頃です。聴くだけでですが、話せるところがあると落ち着くと姉は言ってくれます。このように以前より余裕が出来たので、会報を拝読する機会が増えましたが、「ゆっくり・やさしく・おだやかに」にはなれず、残念な気持ちです。長い文書や教科書的な内容など… 一会員として

意見を届けることが大切かと思い、お便りいたします。

大人用の紙オムツについて

新潟県 Eさん (女性)

ぽーれぽーれ 11月号会員さんからのお便りで「大人用の紙オムツについて」ですが、私の両親（父は7年前、母は今年の10月に亡くなりました）も紙オムツを履いていました。特に父がお漏らしが酷く、シーツ・布団・洋服を汚してしまい特に冬場はシーツ・布団・洋服が干す事が出来ずコインランドリーの乾燥機で乾燥をして乾燥機代もバカになりませんでした。

紙オムツの件ですが、尿取りパッドを使うのは、どうでしょうか？同じメーカーの紙パンツと尿取りパッドを使うと漏れないと思います。父の場合、薄手の紙パンツに尿取りパッドを当てたり、お金がかかりますが病院受診の時は厚手の紙パンツ1枚履いて受診をしていましたが漏れませんでした。私の住んでいる新潟市は数年前迄は要介護1から要介護5迄オムツを支給していましたが、介護の予算が削られ認知症で徘徊が酷い・私の母みたいに要介護5で寝たきりで非課税世帯の家にしかオムツを支給しなくなりました。オムツ代もバカになりませんよね。私は、オムツが足りない時に両親がデイサービスやショートステイを利用している時、リサイクルショップに行ったら紙オムツがあるか探しに行ったり、ドラッグストアの袋が破れてるだけで中身は何も傷んでない（割引シールが貼ってあるので）のを買ったり、兄から少しオムツ代をもらったり、ケアマネさんから試供品をもらったりしていました。



※お名前はイニシャルではありません。年齢は「50歳台」等で表記しています。

全国の「家族の会」支部会報から活動を紹介!!

いきいき「家族の会」

まちでも
むらでも



編集委員／合江 みゆき

京都府 支部

支部だより500号記念に寄せて

1983年に、京都支部（後に都道府県名を加えることに決まり、京都府支部となる）だよりの第1号が松島慈児さんの手書き、B4・1枚を折ったB5サイズで作成され発行されました。会の発足当時、ちょうど義母の介護中で、支部だよりの編集委員として500号記念寄稿してくださった山添洋子さんにとって、この会だけが頼れる、何よりの知識や情報を得る場であり、仲間と出会い、共感したり、支え合ったりできる場だったので、支部だよりの届くのをどれほど待ち兼ねていたかと話されています。40年近く、1カ月も欠かすことなく編集し続けることの重圧と、意義を感じながらやり続けてきた、支部だより作成のモットーとは、

現役介護中の方の声をできるだけ多く集めて掲載し、たくさんの方々が登場することだ、と考えました。支部だよりには時代と共に変わってきた在宅介護の歴史が凝縮されています。新しい会員の皆様にも読んでいただけるように、今年度末をめどに冊子にまとめる予定だということです。山添さんのつなぎ続けた支部だよりが先へとつながっていくことを期待したいです。



山口県 支部

FMわっしょいに出演して

山口県支部の阿部孝子さんは夫で認知症本人の俊昭さんと世話人の井田智会さんと一緒に、毎月放送されている「えびすや幸子の聴けば得する老後の話」という地方FM番組に世界アルツハイマーデー（認知症の日）[9/21]



に因んで出演しました。認知症の人と家族の会の活動・宣伝、また、県の希望大使の

様子や本人発信の活動の一つの場としての認知症カフェのことなどをたっぷり紹介することができました。「共に生きともに歩もう認知症」とは、今年のテーマですが、認知症になっても何も怖くないよ！周りの人に助けてもらっていることにチャレンジできるよ！という本人のことばを届ける機会をいただきお伝えできたことは感謝でした、と話されました。番組を録音したCDもあり、お聞きになりたい方は山口県支部事務局（電話：083-925-3731）までご連絡を。